

## やいづ健康マイレージ協賛コース 募集要領

### (目的)

- 第1条 本コースは、やいづ健幸応援団の趣旨に基づき、市民及び市内事業者の従業員等（以下「市民等」という。）の健康づくり活動を推進し、もって市民の健康増進及び地域活性化を図ることを目的とする。
- 2 協賛事業者から提供された協賛品を、やいづ健幸応援団の取組におけるインセンティブとして活用することにより、市民等が地域の店舗や事業者を知る機会を創出し、さらに、地域特産品又は健康づくりに資する商品等に触れる機会を広げるものとする。

### (対象事業者)

- 第2条 本コースの対象事業者は、やいづ健幸応援団の「やいづ健康マイレージ協賛コース」に参加する事業者とする。

### (協賛区分)

- 第3条 協賛の区分は、次の二つとし、いずれか一方又は双方に参加することができる。
- (1) 静岡県制度型（県制度への加盟）
- ア 静岡県が実施する「ふじのくに健康マイレージ制度」における「ふじのくに健康いきいきカード協力店」に加盟し、カード提示者に対して優待等を行うもの。
- イ 運用に当たっては、静岡県が定める基準及び手続に従うものとする。
- (2) 焼津市制度型（市制度による提供）
- ア 焼津市が実施する「やいづ健康マイレージ事業」において、市が応募者の中から抽選により当選者を決定し、協賛事業者からの協賛品を提供するもの。
- イ アの方式のほか、市民等がやいづ健康マイレージポイント（以下、「ポイント」という。）を利用して協賛事業者の店舗において随時引換できる協賛品を提供するもの。

### (協賛品の範囲及び内容)

- 第4条 前条第2号に係る協賛品は、市民の健康づくり又は地域の魅力発信に寄与するものとする。
- 2 市内に事業所、店舗その他の拠点を有する協賛事業者は、健康づくりに資する商品、地場産品、地域に関係する商品その他地域の魅力を発信する商品または割引券、商品券、プリペイドカードその他これらに類するもの（以下、「割引券等」という。）を協賛品として提供することができる。
- 3 市内に拠点を有しない協賛事業者であっても、市民等の健康づくりに資する商品及び割引券等を協賛品として提供することができる。
- 4 前各項に掲げるもののほか、市内に事業所、店舗その他の拠点を有する協賛事業者が提供する商品又はサービスで、市民等がポイントを利用して当該事業者の事業

所、店舗その他の拠点において随時引換できるものを協賛品として取り扱うことができる。

- 5 協賛品の内容及び取扱いに関しては、別に定める「やいづ健康マイレージ協賛品取扱基準」に基づくものとする。

(募集方法)

第5条 協賛品の募集方法は、次のとおりとする。

(1) 静岡県制度型の加盟申込みは随時受け付け、毎年度自動更新とする。

(2) 焼津市制度型による協賛品の提供は、随時受け付けるものとする。

- 2 前項第2号の協賛品については、名称、数量及び提供方法その他必要な事項を都度申告するものとする。

(抽選及び協賛品の提供)

第6条 抽選により提供する協賛品については、市は、第5条第2項に基づき申込みのあった協賛品ごとに応募者の中から抽選を行い、当選者を決定し、当選通知を行うものとする。

- 2 協賛品の提供方法は、次のいずれかによるものとする。

(1) 協賛事業者が協賛品を市に引き渡し、市が当選者に対し、市役所等の窓口において交付し、又は送付する方法。

(2) 市が当選者に係る協賛品提供に必要な情報を協賛事業者に提供し、協賛事業者が協賛品を当選者に直接送付する方法。この場合の送付に要する費用は、協賛事業者の負担とする。

(3) 割引券等については、市又は協賛事業者が、電子的方法による提供又は送付により提供することができるものとする。

- 3 前各項にかかわらず、第3条第2号イに基づき随時引換により提供する協賛品については、抽選及び当選通知を行わず、市民等がポイントを利用して協賛事業者の協賛品の受け渡しが可能な事業所、店舗その他の拠点において直接受け取る方法とする。

(受取期限及び未受取の取扱い)

第7条 当選通知日からおおむね1か月以内を目途に、通知に記載した期限を受取期限とする。

- 2 期限内に受け取られなかった協賛品は無効とし、次期への繰越は行わないものとする。
- 3 協賛事業者は、在庫管理及び提供準備に留意するものとする。

(広報及び掲載)

第8条 市は、協賛事業者及び協賛の内容について、市ホームページ等に掲載し、紹介するものとする。ただし、協賛事業者が名称等の掲載を希望しない場合は、この限りでない。

(変更及び辞退)

第9条 協賛内容を変更し、又は辞退しようとする場合は、速やかに市へ連絡するものとする。

(協賛の取り消し等)

第10条 市は、協賛事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、協賛の全部又は一部を取り消し、又は停止することができるものとする。

- (1) 協賛品の提供が適切に行われないうき
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があつたとき
- (3) 協賛事業者が法令又は公序良俗に反する行為を行つたとき
- (4) 協賛内容が事業の趣旨に照らして不適當であると市が認めるとき
- (5) その他、市が協賛の継続が適當でないとする相当の理由があるとき

(個人情報の取扱い)

第11条 市は、個人情報保護法第27条第1項ただし書の規定に基づき、当選者本人の同意を得たうえで、当選通知及び協賛品提供に必要な範囲において当選者の個人情報を協賛事業者に提供することができる。

- 2 協賛事業者は、前項の目的の範囲内で個人情報を適正に管理し、協賛品の送付又は引換の目的以外に使用してはならない。
- 3 協賛事業者は、提供を受けた個人情報を、協賛品の提供完了後は速やかに廃棄又は消去するものとする。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項又は運用上必要な事項は、市と協賛事業者が協議のうえ、別に定めるものとする。

(附 則)

- 1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 やいづ健康マイレージ事業におけるポイント蓄積及び抽選等の実施スケジュールは、別表のとおりとする。

(附 則)

この要領は、令和8年3月13日から施行する

(附 則)

この要領は、令和8年5月15日から施行する

別表（附則第2項関係）

年度・年	ポイント蓄積期間	抽選・当選通知・ 協賛品発送時期	備 考
令和7年度	令和8年3月31日まで	令和8年4月以降	特例運用
令和8年	令和8年4月1日～12月31日	令和8年9月 令和9年1月	移行期間
令和9年以降	1月1日～12月31日	5月、9月、翌年1月	通常運用